

犬を飼うときには、 次のルールを 守りましょう!



放し飼いをしてはいけません!



- 犬を飼う場合、つないで飼うか、柵などの中で飼わなければなりません。
- 室内犬であっても、来客対応時に逃げ出さないように注意しましょう！
- 犬を散歩するときは、リード(引き綱)につないで行いましょう。
- 犬のリードは短くし、制御できるようにしましょう。
- つないで飼っている場合、金具などが古くなっていないか点検しましょう！



糞(ふん)は必ず持ち帰りましょう!

- 犬を散歩させるときは、糞をとる用具(ビニール袋、スコップ、紙など)を携帯しましょう。



最後まで責任をもって飼いましょう!

- みだりに傷つけたり、遺棄することは犯罪です。
- 飼い主には、終生飼養の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

犬にまつわる事件が発生しています。

「放し飼いの犬に咬まれて大怪我をした」「なでようとしたら吠えられ、ビックリして転んで骨折をした」また、つないで散歩している犬から「通行中にいきなり咬まれた」・・・など様々ですが、「たかが 犬くらい」「犬がやったことだから」では済ませません。

飼い犬の登録

生涯に1回(生後91日以上)
最寄りの市町の窓口又は
かかりつけの動物病院で
手続きをしてください。

狂犬病予防注射

毎年1回(生後91日以上)
春の集合注射会場又は
近くの動物病院で
受けてください。

変更届

飼い主が代わった、
所在地が変わったときは
市町に届出をしてください。

必要な 手続き・届出

死亡届

飼い犬が死んだ場合、
市町に届出をしてください。

咬傷事故届

飼い犬が人を咬んだ場合、
保健所への届出が必要です。

急に
さわら
ないでね

知らない人だと
びっくりするよ

飼い主が分かるように、
鑑札・注射済票や名札を
つけてください。

